

News Release

令和元年8月5日
N I T E（ナイト）
独立行政法人製品評価技術基盤機構
法人番号 9011005001123

電気工作物の事故報告の効率化を目指して 「詳細作成支援システム」の運用を開始しました

N I T E（ナイト）[独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：辰巳 敬、本所：東京都渋谷区西原]は、「詳細作成支援システム」の運用を開始しました。

「詳細作成支援システム」は電気工作物の事故報告書である電気事故詳細をウェブ上で作成することを可能とするアプリケーションであり、事業者が詳細を作成する際、適切な報告となるように情報を漏れなく入力できるよう支援するシステムです。

N I T Eはこのシステムを提供することで、事業者の詳細作成を支援し、提出のあった事故情報の分析を効率的かつ高度に実施可能とすることで、今後の日本における電気保安の向上に貢献します。

1. 電気事業法に基づき、事業者は自身が管理する電気工作物において、電気関係報告規則第3条に該当する事故が発生した場合は、同規則が定める様式（別紙1図1）を必須として構成される事故報告書（以下、「詳細」という。）を作成し、経済産業省に提出する必要があります。N I T Eは平成28年度から、経済産業省の要請を受け、事業者から提出のあった事故情報を集計するとともに、これを取りまとめ、事故傾向等の評価・分析を行っています（別紙1図2）。
2. 詳細の提出が法令によって求められる電気工作物の事故は、感電等による死傷事故や電気火災事故、波及事故*¹など多岐にわたり、事故の種別によって詳細で求められる内容が異なるため、詳細を作成する事業者はもちろん、詳細の内容の妥当性を確認している経済産業省にも負担がかかっていました。
3. これまでN I T Eは、事故種別毎に詳細を整理、集計し、その内容を分析してきました。その知見を活用し、システムに生かすことで、事業者の詳細作成を支援することができると考え、事業者の詳細作成を支援するための「詳細作成支援システム」を作成しました。この度、同システムを令和元年8月5日に一般公開し、その運用を開始しました。
4. 「詳細作成支援システム」は、詳細をウェブ上で作成可能とするアプリケーションです（別紙1図3～7）。本システムを使用することで、詳細の作成をスムーズに、かつ必要な情報を漏れなく適切に入力することが可能となり、事業者の詳細作成に係る労力及び経済産業省の内容確認の労力を低減させることができます。また、統一された入力フォーマットが使用されることで整理された事故情報の入手が可能と

なり、情報の分析がより効率的に、また高度に実施されることを目指しています。加えて、将来、詳細の提出が電子化されれば本システムがより効果的に活用され、事故情報収集・分析がさらに効率化されます。NITEはこの取組を通じて、経済産業省への情報提供や、制度改善などの提言を行い、今後の日本における電気保安の向上に貢献します。

*1 ある事業者の電気工作物で発生した事故が原因で、その周辺あるいは地域の電力供給に支障を来す事故を波及事故という。

【詳細作成支援システム】 <https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/>

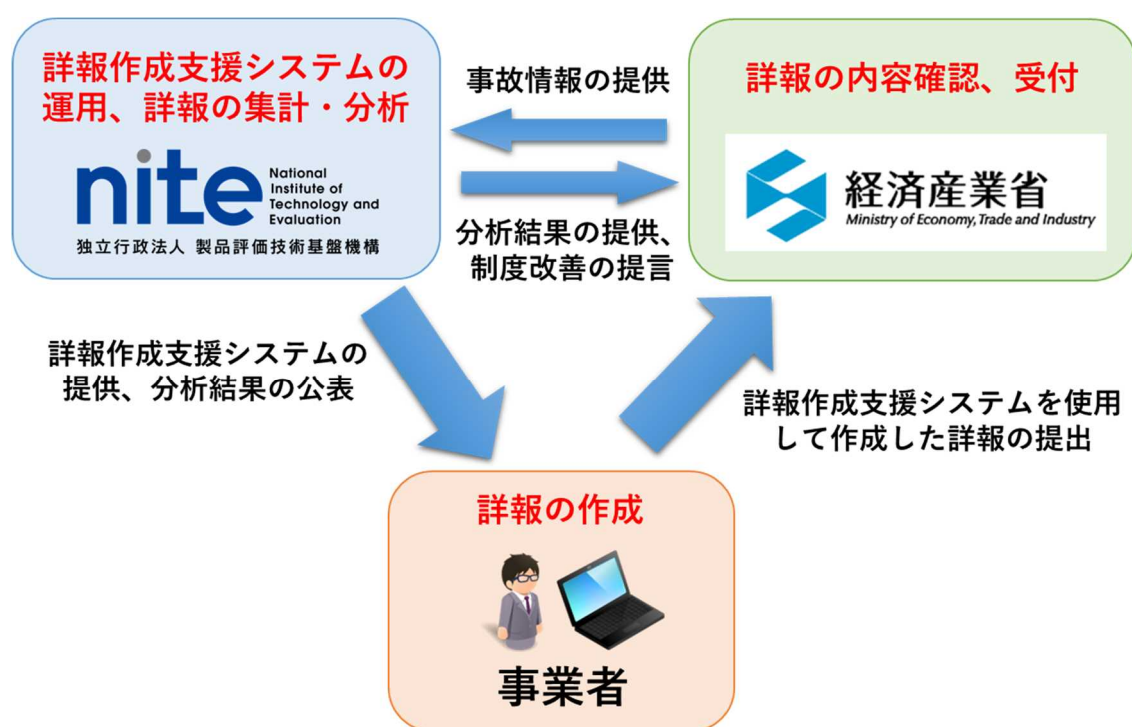


図1：詳細に係る事業者、経済産業省、NITEの関係

お問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構

電話：03-3481-9823

メールアドレス：tso@nite.go.jp

国際評価技術本部長 石垣 宏毅

担当者 電力安全技術支援室 田中、潰瀧

FAX：03-3481-0536

様式第 1 3

電 気 関 係 事 故 報 告

1. 件 名 :
2. 報告事業者 1) 事業者名 (電気工作物の設置者名) : 2) 住 所 :
3. 発生日時 :
4. 事故発生 of 電気工作物 (設置場所、使用電圧) :
5. 状 況 :
6. 原 因 :
7. 被害状況 1) 死 傷 : 有・無 内容 : 2) 火 災 : 有・無 内容 : 3) 供給支障 : 有 (供給支障電力、供給支障時間)・無 内容 : 4) その他 (上記以外の他に及ぼした障害) 内容 :
8. 復旧日時 :
9. 防止対策 :
10. 主任技術者の氏名及び所属 (保安全管理業務外部委託承認がある場合は、委託先情報) :
11. 電気工作物の設置者の確認 : 有・無

備考 : 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

図 1 : 電気関係報告規則第 3 条第 2 項に定める様式第 1 3 「電気関係事故報告」

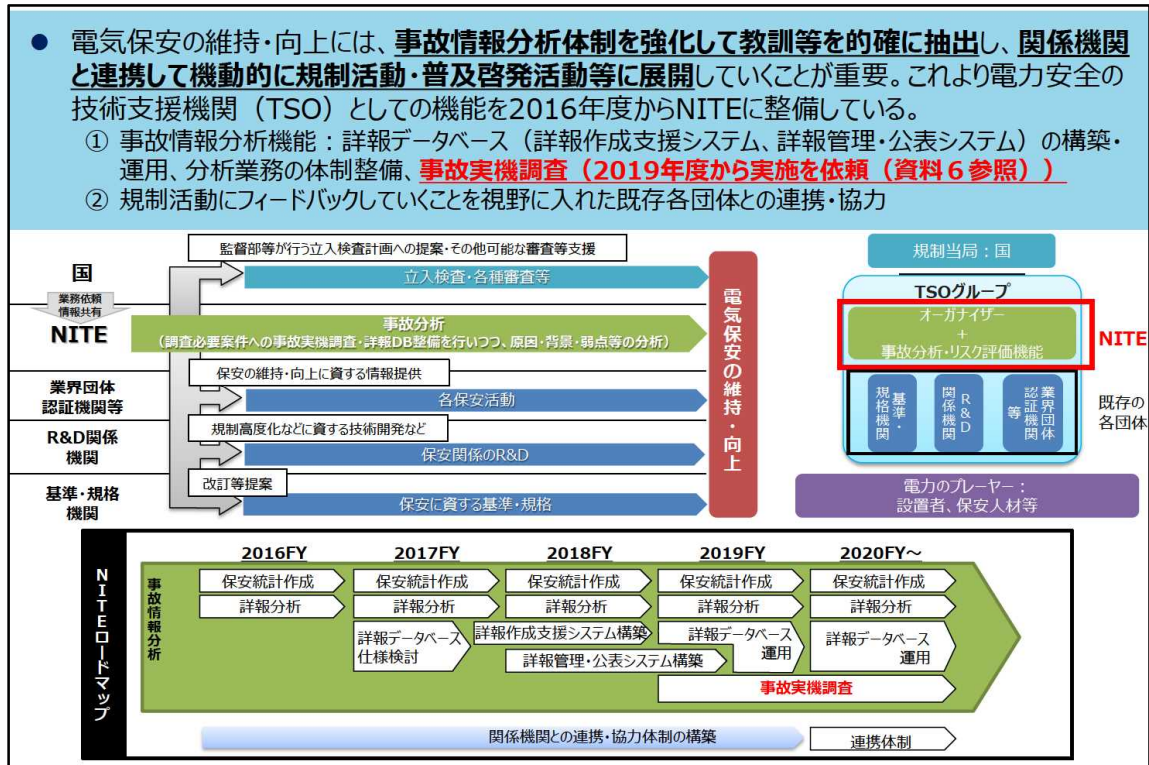


図2：国が行う電力保安行政におけるNITEの役割
(産業構造審議会 保安・消費生活用製品全分科会 第19回電力安全小委員会 (2019年3月15日) 資料2より)

詳細作成支援システム

電気事故の報告書を新たに作成します。

報告書の新規作成

途中まで作成して保存した電気事故の報告書のファイルを読み込んで、作業を再開します。
また、作成した電気事故の報告書を修正する場合も、こちらからファイルを読み込んで、修正作業を行います。

報告書の作成作業の再開、及び、作成した報告書の修正

注意書きを確認します。

注意書き確認

独立行政法人製品評価技術基盤機構
Copyright © National Institute of Technology and Evaluation. All rights reserved.

図3：詳細作成支援システム トップページ

別紙 1

報告先選択 > 報告者情報の入力 > 号の選択 > 様式13入力 > 号情報の入力 - 電気工作物情報の入力 > 様式13総括入力

詳細作成支援システム

報告先選択 > 報告者情報の入力 > 号の選択 > 様式13入力 > 号情報の入力 - 電気工作物情報の入力 > 様式13総括入力

<<戻る 入力情報の保存 次へ>>

この画面では報告者の情報を入力します。

報告事業者1 報告事業者の種を追加する

[必須] 報告事業者 産業保安株式会社 個人

[必須] 法人番号

[必須] 郵便番号 100 - 8912

[必須] 都道府県名 東京都

[必須] 市区町村名 千代田区

[必須] 番地・建物名 〇〇1丁目3番1号

[必須] 代表者氏名 〇〇〇〇

[必須] 代表者役職名 代表取締役

[必須] 事業者区分

電気事業法第38条第4号各号に掲げる事業を営む者

自家用電気工作物を設置する者

送電事業者 発電事業者 一般送配電事業者 特定送配電事業者

「電気事業法第38条第4号各号に掲げる事業を営む者」に該当する発電事業者は、電気事業法施行規則第48条の二により、200万kW(沖縄電力供給区域は10万kW)を超えること。

拡大：入力作業状況の確認

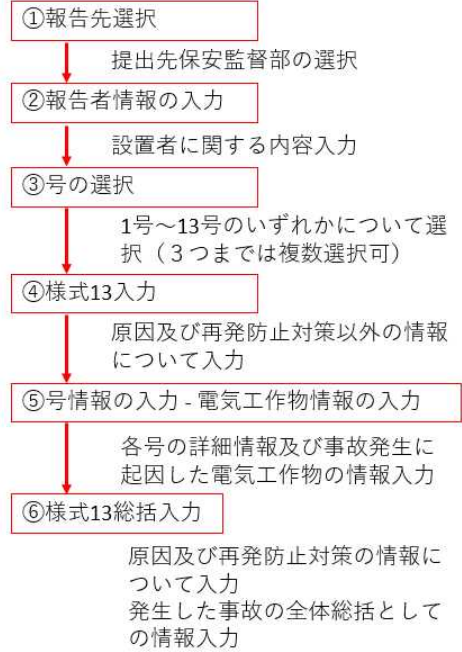


図 4：詳細作成支援システムの紹介

詳細作成支援システム

報告先選択 > 報告者情報の入力 > 号の選択 > 様式13入力 > 号情報の入力 - 電気工作物情報の入力 > 様式13総括入力

<<戻る 入力情報の保存 次へ>>

この画面では事故の報告内容を選択します。

[必須] 件名 鉛板調査作業中に発生した作業者感電負傷事故

[必須] 事故発生日 2018 年 07 月 13 日 11 時 00 分 不明

[必須] 事故発知日 -年-月-日 -時-分

正確な日時が分からない場合は、管轄の監督部等に相談して推定日時を入力します。事故発生日時が全く推定できず不明とする場合は、事故発生日時の不明をチェックして事故発知日を入力してください。

[必須] 天候 晴れ 曇り 霧 雨 雪 あられ・ひょう 雷 その他

[必須] 事故発生電気工作物の設置されている事業所名 産業保安株式会社 北陸研究所

[必須] 都道府県名 富山県

[必須] 市区町村名 富山市

[必須] 番地・建物名 〇〇1 1 番 7 号

事業所の最大電力 (発電出力) kW

事業所の受電電圧 6.6 kV

事業所の受電容量 kVA

事業所の最大電力、事業所の受電電圧、事業所の受電容量の何れか一つ以上は入力必須です。

図 5：詳細作成支援システム 入力画面例（1）

電気関係報告規則

1号. 死傷事故

2号. 電気火災事故

3号. 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故

4号. 破損事故

イ. 出力九十万キロワット未満の水力発電所

ロ. 火力発電所

ハ. 火力発電所における汽力又は汽力を含む二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とする発電設備であって、出力千キロワット未満のもの

ニ. 出力五百キロワット以上の燃料電池発電所

ホ. 出力五十キロワット以上の太陽電池発電所

ヘ. 出力二十キロワット以上の風力発電所

ト. 電圧十七万ボルト以上三十万ボルト未満の変電所

チ. 電圧十七万ボルト以上三十万ボルト未満の送電線路(直流のものを除く。)

リ. 電圧一万ボルト以上の需要設備(自家用電気工作物を設置するものに限る。)

5号. 破損事故 第1号、第3号及び第8号から第10号までに掲げるものを除く主要工作物の事故

イ. 出力九十万キロワット以上の水力発電所

ロ. 電圧三十万ボルト以上の変電所又は容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器若しくは出力十万キロワット以上の整流機器を設置する変電所

ハ. 電圧三十万ボルト(直流にあっては電圧十七万ボルト)以上の送電線路

6号. 発電支障 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力十万キロワット以上の発電設備に係る七日間以上の発電支障事故

7号. 供給支障事故・波及事故 供給支障電力七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であって、その支障時間が十分以上のもの(第9号及び第11号に掲げるものを除く。)

8号. 供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であって、その支障時間が十分以上のもの(第10号及び第11号に掲げるものを除く。)

9号. 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの

10号. 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの

11号. 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電気工作物の破損事故又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故

12号. ダムによつて貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故

13号. 社会的に影響を及ぼした事故

<<戻る
入力情報の保存
次へ>>

図6： 詳報作成支援システム 入力画面例（2）
電気関係報告規則第3条に定める詳報提出が必要になる事故種別

詳報作成支援システム

報告先選択 > 報告者情報の入力 > 号の選択 > 様式13入力 > 号情報の入力 - 電気工作物情報の入力 > 様式13総括入力

<<戻る
入力情報の保存
次へ>>

死傷事故に関する情報を入力します。

①死亡

・感電による死亡 人

・感電以外による死亡 人

合計 人

作業者死亡合計内訳

・感電による死亡

作業者(従業員) 人 作業者(その他) 人 作業者(公衆) 人

・感電以外による死亡

作業者(従業員) 人 作業者(その他) 人 作業者(公衆) 人

②負傷(治療を有する入院あり)

・感電による負傷 人

・感電以外による負傷 人

合計 人

作業者負傷合計内訳

・感電による負傷

従業員(従業員) 人 作業者(その他) 人 作業者(公衆) 人

・感電以外による負傷

従業員(従業員) 人 作業者(その他) 人 作業者(公衆) 人

③負傷(入院なし若しくは治療を有さない入院あり) 人

・被害に遭われた方的人数を死傷内容に応じて記載ください。
・詳細の対象となる死傷の程度は①と②に該当する方です。
・③に該当するのは、医師の診断書等により明確に経過観察、検査等を目的とした入院である場合です。

図7： 詳報作成支援システム 入力画面例（3）死傷事故の場合